

2012年2月1日

各 位

上場会社名 中外製薬株式会社
コード番号 4519 (東証 第一部)
本社所在地 東京都中央区日本橋室町 2-1-1
代 表 者 代表取締役社長 永山 治
問い合わせ先 責任者役職名 広報 IR 部長
氏 名 千葉 暢幸
電 話 番 号 03(3273)0881

定款一部変更に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2012年3月28日開催予定の第101回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 株主総会及び取締役会の運営について柔軟な対応を可能とするため、株主総会及び取締役会の招集及び議長に関する規定に所要の変更を行うものであります。(現行定款第14条、第16条、第21条)
- (2) 法令で定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設するものであります。(変更案第28条)
- (3) その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 2012年3月28日
定款変更の効力発生日 2012年3月28日

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会の招集)</p> <p>第14条 <条文省略></p> <p>2. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</u></p> <p>3. <条文省略></p> <p>(株主総会の議長)</p> <p>第16条 <u>株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</u></p> <p>第17条～第20条 <条文省略></p> <p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <条文省略></p> <p>第22条～第28条 <条文省略></p> <p><新設></p>	<p>(株主総会の招集および議長)</p> <p>第14条 <現行どおり></p> <p>2. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会において定めた取締役が招集し、議長となる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>3. <現行どおり></p> <p><削除></p> <p>第16条～第19条 <現行第17条～第20条のとおり></p> <p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第20条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会において定めた取締役が招集し、議長となる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <現行どおり></p> <p>第21条～第27条 <現行第22条～第28条のとおり></p> <p>(補欠監査役)</p> <p>第28条 <u>会社法第329条第2項に基づく補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>2. <u>前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。</u></p>